

移動式販売車（キッチンカー等）による町有地有効活用事業 出店募集要項

- (1) 出店期間 令和8年5月2日からの土曜日、日曜日、祝日
(冬季期間：1月から2月、年末を除く)
9：00～17：00（準備片付けを含む）
※15:00以降は出店者の判断により撤収することを認めます。
※出店可能日は別紙「出店可能日確認表」をご確認ください。
- (2) 出店場所 関ヶ原町役場南側職員駐車場
(岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894-58地内)
※「会場案内地図」参照
- (3) 出店区画 当日9：00から①より先着順とします。
※1日最大5台まで（申請受付順）
※「区画案内図」参照
- (4) 出店料 1日 1,000円（税込）/台
※申請締め切り以降での出店者都合でのキャンセル、当日未出店の場合でも出店料は発生しません（返金も一切行いません）。
※出店料の支払いについては、毎月末の翌月支払いとします。翌月中に町から出店者宛てに「納付書」を送付しますので、速やかにお支払いください。
- (5) 申請期間 出店月の2カ月前の1日から前月の20日まで
(4月中に出店する場合：2月1日から3月20日まで)
※出店申込日数に上限はありません。
- (6) 申請方法 ①LoGoフォーム（電子申請システム）の場合
フォームのURL：<https://logoform.jp/form/BgoD/1424268>

QRコード →



②書類申請の場合

(1)キッチンカー出店申請書

(2)保健所の営業許可書の写し（初回出店時のみ）

提出先：関ヶ原町役場 地域振興課 まで

MAIL：y-makimura@town.sekigahara.gifu.jp

(7) 事 故 対 応

会場内で発生した出店物に関する事故等については、町側は一切の責任を負いません（盗難、物損事故、人身事故、火災等）。出店者の販売した商品に対する一切の責任は、出店者に帰属します。接客マナーや価格及び商品に関するトラブルや苦情については、町側は一切責任を負いません。

(8) 留 意 点

- ①申請締め切り後、出店者宛てに「出店許可書」を送付しますので、出店当日は必ず持参してください。
- ②火気を使用する出店者は各自で消火器を準備、持参してください。
- ③会場はアスファルト舗装されていますが、多少の勾配があるため、輪留め等を持参してください。
- ④アルコール提供できます。
- ⑤会場にゴミ箱を設置していませんので、各自店舗前にゴミ箱を設置し、ゴミは各自持ち帰ってください。
- ⑥出店者にて看板やテーブル、イス等を区画内で設置しても構いませんが、他の出店者等に影響が出ないように配慮してください。
- ⑦出店料の未払いや迷惑行為等があった場合、町の判断で出店許可を取り消すことがあります。
- ⑧出店場所ではイベントや催し事を同日に行うことがあります。
- ⑨イベント開催、緊急時等の場合は出店ができません。